

(2) 事務分掌

(土木局)

土木総務課

- 1 土木局の庶務に関すること。
- 2 都市局の庶務の総括に関すること。
- 3 土木局及び都市局所掌の主要な建設施策の企画及び総合調整に関すること。
- 4 測量法(昭和24年法律第188号)に関すること。
- 5 建設事務所にに関すること。(他局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 6 広島県広島西飛行場事務所に関すること。(空港振興課の所掌に属するものを除く。)
- 7 広島県広島港湾振興事務所に関すること。(農林水産局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 8 広島県建設工事紛争審査会に関すること。
- 9 広島県収用委員会に関すること。
- 10 広島県漁業補償調停委員会に関すること。
- 11 広島県土地開発公社に関すること。(用地課の所掌に属するものを除く。)
- 12 広島県道路公社及び広島高速道路公社に関すること。(道路企画課の所掌に属するものを除く。)
- 13 広島県住宅供給公社に関すること。(都市局住宅課の所掌に属するものを除く。)
- 14 財団法人広島県下水道公社に関すること。(都市局都市環境課の所掌に属するものを除く。)
- 15 土木局中他課の所掌に属しないこと。

建設産業課

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)に関すること。
- 2 建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)に関すること。
- 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)に関すること。
(都市局建築課の所掌に属するものを除く。)
- 4 建設工事指名競争入札参加者の資格審査及び格付に関すること。
- 5 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関すること。
- 6 建設工事に係る解体工事業者に関すること。
- 7 建設統計に関すること。
- 8 景観法第3章の規定による違反建築物等に係る措置等に関すること。(建設業法に係るものに限る。)
- 9 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。
- 10 広島県公共工事入札監視委員会に関すること。

用地課

- 1 県が施行する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う損失補償基準に関すること。
- 2 漁業補償に関すること。
- 3 土木局及び都市局並びに関係地方機関において執行する事業に係る土地の取得及び使用並びに損失補償に関すること。
- 4 土地収用に関すること。

- 5 土木局及び都市局並びに関係地方機関において執行する事業に係る公共用地先行取得資金に関すること。
- 6 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 3 章の規定による裁定に関すること。
- 7 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 4 章の規定による裁定に関すること。
- 8 ガス事業法第 43 条から第 45 条までの規定による裁定に関すること。
- 9 広島県土地収用事業認定審議会に関すること。
- 10 広島県土地開発公社の事業運営に関すること。
- 11 都市局及び土木局中他課の所掌に属しない国土交通省所管の国有財産に関すること。
- 12 都市局及び土木局中他課の所掌に属しない県有土地に関すること。

技術企画課

- 1 建設技術施策の企画及び調査に関すること。
- 2 土木事業の検査及び監察に関すること。
- 3 土木工事の技術管理に関すること。
- 4 建設事業の調整及び進行管理に関すること。
- 5 土木技術の向上及び研修に関すること。
- 6 土木局及び都市局所掌の災害復旧に関すること。
- 7 建設工事材料等の品質管理に関すること。
- 8 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。
- 9 土木局及び都市局所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関すること。
- 10 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に関すること。
- 11 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に関すること。（道路河川管理課及び港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に関すること。（建設産業課の所掌に属するものを除く。）

道路河川管理課

- 1 建設機械整備事業に関すること。
- 2 道路の管理に関すること。
- 3 鉄道及び軌道に関すること。（道路整備課の所掌に属するものを除く。）
- 4 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に関すること。（道路整備課及び都市局都市整備課の所掌に属するものを除く。）
- 5 河川の管理に関すること。
- 6 海岸の管理に関すること。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 7 砂防指定地の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 8 地すべり防止区域の管理に関すること。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 9 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 10 水利及び水利権に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 11 水防に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）

- 12 公有水面（海面を除く。）の埋立てに関する事。 (河川課の所掌に属するものを除く。)
- 13 広島県水防協議会に関する事。
- 14 他局及び土木局中他課の所掌に属しない道路及び河川に関する事。

道路企画課

- 1 道路施策の企画，調査及び総合調整に関する事。
- 2 高速自動車国道等の建設促進に関する事。
- 3 橋梁の新設及び改良に関する事。
- 4 高速自動車国道等の建設に伴う関連公共事業に関する関係市町及び西日本高速道路株式会社との連絡に関する事。
- 5 広島県道路公社及び広島高速道路公社の事業運営に関する事。

道路整備課

- 1 道路の新設，改良及び舗装に関する事。
- 2 市町道の整備に関する事。
- 3 道路及び橋梁の維持補修に関する事。
- 4 交通安全施設の整備に関する事。
- 5 鉄道及び軌道の技術的事項に関する事。
- 6 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に関する事。
- 7 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。（道路の新設又は改良事業に関する事に限る。）

河川課

- 1 河川施策の企画及び調査並びに河川施設の整備及び維持に関する事。
- 2 海岸施策の企画及び調査並びに海岸施設の整備及び維持に関する事。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾企画整備課の所掌に属するものを除く。）
- 3 水利及び水利権の技術的事項に関する事。
- 4 水防の技術的事項に関する事。
- 5 公有水面（海面を除く。）の埋立ての技術的事項に関する事。
- 6 水の需給計画に関する事。
- 7 ダムの建設及び管理に関する事。（農林水産局農業基盤課の所掌に属するものを除く。）
- 8 水資源の総合開発に関する事。
- 9 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）に関する事。
- 10 小瀬川ダム管理事務協議会に関する事。

砂防課

- 1 砂防に関する事。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 2 地すべりの防止に関する事。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

に關すること。

空港振興課

- 1 空港対策及び航空対策の企画及び総合調整に關すること。
- 2 広島空港の整備に關すること。
- 3 広島空港のアクセスに關すること。
- 4 広島空港県営駐車場に關すること。
- 5 広島県広島西飛行場の管理運営に關すること。
- 6 他局の所掌に屬しない空港及び航空に關すること。

港湾振興課

- 1 海岸の管理に關すること。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 2 海域の管理に關すること。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に屬するものを除く。)
- 3 港湾施設の管理に關すること。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 4 運河の管理に關すること。
- 5 公有水面(海面に限る。)の埋立てに關すること。
- 6 港湾振興に關すること。
- 7 ポートセールスに關すること。
- 8 広島県港湾整備事業基金に關すること。(資金の運用に關する事項を除く。)
- 9 広島県広島港湾振興事務所の事業に關すること。(他局の所掌に屬するものを除く。)
- 10 広島県海域利用審査會に關すること。
- 11 他局及び土木局中他課の所掌に屬しない港湾に關すること。

港湾企画整備課

- 1 港湾施策の企画, 調査及び総合調整に關すること。
- 2 港湾施設の整備に關すること。
- 3 海岸の計画及び整備に關すること。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに河川課の所掌に屬するものを除く。)
- 4 港湾調査に關すること。
- 5 広島県広島港地方港湾審議會, 広島県尾道系崎港地方港湾審議會及び広島県福山港地方港湾審議會に關すること。

(都市局)

都市政策課

- 1 都市局の庶務に關すること。
- 2 都市環境課及び住宅課に係る建築工事, 電気設備工事及び機械設備工事の入札及び契約の事務に關すること。
- 3 主要な都市政策の企画及び総合調整に關すること。
- 4 都市交通対策及び移動円滑化の推進に關する総合調整に關すること。
- 5 都市計画に關すること。

- 6 住宅市街地基盤整備事業の調整に関する事。
- 7 屋外広告物に関する事。
- 8 風致地区に関する事。
- 9 都市公園の管理に関する事。
- 10 広島県立みよし公園の管理に関する事。
- 11 広島県立びんご運動公園の管理に関する事。
- 12 広島県立せら県民公園の管理に関する事。
- 13 土地区画整理に関する事。(行政不服審査法に係る事務に限る。)
- 14 駐車場法(昭和32年法律第106号)に関する事。
- 15 広島県都市計画審議会に関する事。
- 16 広島県屋外広告物審議会に関する事。
- 17 都市局中他課の所掌に属しない事。

都市整備課

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第3章第1節の規定による開発行為の規制に関する事。
- 2 都市計画法第4章第1節の規定による都市計画事業の認可等に関する事。(都市環境課の所掌に属するものを除く。)
- 3 都市計画施設の整備に関する事。(都市環境課の所掌に属するものを除く。)
- 4 市街地の再開発に関する事。(建築課の所掌に属するものを除く。)
- 5 土地区画整理に関する事。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 6 住宅市街地の開発に関する事。
- 7 農住組合制度の調整に関する事。
- 8 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に関する事。
- 9 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に関する事。
- 10 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。(県施行の街路事業に限る。)
- 11 優良宅地の認定に関する事。
- 12 被災宅地危険度判定制度に関する事。
- 13 広島県開発審査会に関する事。

都市環境課

- 1 都市公園に関する事。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 2 広島県立みよし公園に関する事。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 3 広島県立びんご運動公園に関する事。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 4 広島県立せら県民公園に関する事。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 5 都市緑化に関する事。
- 6 下水道の計画,調査及び整備に関する事。
- 7 下水道の管理に関する事。
- 8 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に関する事。
- 9 都市計画法第4章第1節の規定による都市計画事業の認可等に関する事。(下水道及び都市公園に係るものに限る。)
- 10 下水道施設その他都市局及び土木局所掌の土木附帯設備に係る電気設備工事及び機械設備工

事の執行に関すること。(都市政策課の所掌に属するものを除く。)

- 11 財団法人広島県下水道公社の事業運営に関すること。

建築課

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること。
- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)に関すること。
- 3 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に関すること。
- 4 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)に関すること。
- 5 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に関すること。
- 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に関すること。
(建築物に係るものに限る。)
- 7 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関すること。
- 8 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に関すること。
- 9 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関すること。(宅地建物取引業者に係るものに限る。)
- 10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に関すること。
- 11 広島県福祉のまちづくり条例(平成7年広島県条例第4号)に関すること。(健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。)
- 12 市街地の再開発に関すること。(個人施行者、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び広島県住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものを除く。)に係るものに限る。)
- 13 がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- 14 優良住宅の認定に関すること。
- 15 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関すること。
- 16 建築動態統計調査に関すること。
- 17 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関すること。
- 18 浄化槽法第5条の規定による特定行政庁の権限に関すること。
- 19 景観法第3章の規定による違反建築物等に係る措置等に関すること。(土木局建設産業課の所掌に属するものを除く。)
- 20 景観法第4章の規定による景観協定の認可及び変更に係る同意に関すること。
- 21 広島県建築審査会に関すること。
- 22 広島県建築士審査会に関すること。

住宅課

- 1 住宅施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- 2 県営住宅の整備及び管理に関すること。
- 3 県営住宅事業費特別会計その他の住宅事業費に関すること。
- 4 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に関すること。
- 5 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に関すること。
- 6 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和46年法律第32号)に関すること。
- 7 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に関すること。

- 8 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）に関する事。
- 9 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に関する事。
- 10 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関する事。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に関する事。
- 12 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に関する事。
- 13 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に関する事。
- 14 広島県住宅供給公社の事業運営に関する事。
- 15 住宅関係団体の指導に関する事。
- 16 広島県県営住宅管理審議会に関する事。

建設事務所（西部・東部・北部）

- 1 土木工事の調査，設計及び実施に関する事。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 3 土木関係公共用地物件及び住宅用地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 道路，河川，港湾，漁港，海岸保全区域，公有水面，砂防指定地，地すべり防止区域，急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等（西部建設事務所にあつては広島港湾振興事務所の所掌に係るものを除き，北部建設事務所にあつては港湾，漁港及び海岸保全区域を除く。以下「道路等」という。）の管理に関する事。
- 5 都市計画に関する事。
- 6 流域下水道事業に関する事。（北部建設事務所を除く。）
- 7 屋外広告物に関する事。（西部建設事務所に限る。）
- 8 建設業法に関する事。
- 9 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
- 10 建築基準法に関する事。
- 11 融資住宅に関する事。
- 12 建築士法に関する事。
- 13 浄化槽法第5条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関する事。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 14 宅地建物取引業法に関する事。
- 15 採石法に関する事。
- 16 砂利採取法に関する事。
- 17 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関する事。
- 18 優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。
- 19 建築動態統計に関する事。
- 20 県営住宅の整備に関する事。（東部建設事務所に限る。）
- 21 県営住宅の管理に関する事。（西部建設事務所を除く。）

支所（呉，廿日市，安芸太田，東広島，三原，庄原）

- 1 土木工事の調査，設計及び実施に関する事。

- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 3 土木関係公共用地物件及び住宅用地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 道路等の管理に関する事。
- 5 都市計画に関する事。
- 6 流域下水道事業に関する事。(北部建設事務所庄原支所を除く。)
- 7 建設業法に関する事。(呉支所及び東広島支所に限る。)
- 8 浄化槽工事業及び浄化槽工事業に関する事。(呉支所及び東広島支所に限る。)
- 9 宅地建物取引業法に関する事。(呉支所及び東広島支所に限る。)
- 10 採石法に関する事。
- 11 砂利採取法に関する事。

広島港湾振興事務所

- 1 広島港整備計画の推進に関する事。
- 2 港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施に関する事。
- 3 公共用地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理に関する事。
- 5 港湾計画に係る地元調整に関する事。
- 6 広島港の利用促進に関する事。
- 7 港湾調査及び港勢調査に関する事。
- 8 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関する事。

広島西飛行場事務所

- 1 広島西飛行場の管理運営に関する事。
- 2 広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理に関する事。
- 3 コミューター航空の調査、研究及び普及に関する事。
- 4 国土交通省大阪航空局広島空港事務所との連絡調整に関する事。
- 5 広島西飛行場整備工事の調査、設計及び実施に関する事。

(3) 職員現員表

(平成23年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳		
		土木	建築	その他	小計							
本 局	土木総務課	31	7		7	1	39	76	115	市 町 等 派 遣	中国地方整備局	1
	建設産業課	12			0		12		12		島根県	1
	用地課	11		1	2	3		14	14		呉市	1
	技術企画課	9	20		20		29		29		竹原市	2
	道路河川管理課	19	2		2		21		21		三原市	3
	道路企画課		11		11		11		11		尾道市	1
	道路整備課		15		15		15		15		三次市	2
	河川課	2	20		20		22		22		大竹市	1
	砂防課	2	11		11		13		13		廿日市市	2
	空港振興課	10	2		2		12		12		江田島市	2
	港湾振興課	22	3		3	1	26		26		熊野町	1
	港湾企画整備課		16		16		16		16		坂町	1
	都市政策課	9	11	4	15	1	25		25		北広島町	1
	都市整備課	1	9	3	12		13		13		世羅町	1
	都市環境課	2	10		5	1	18		18		計	20
都 市 局	建築課	7		11	11	1	19		19	土地開発公社	5	
	住宅課	17		19	19	3	39		39	道路公社	7	
	計	154	137	38	7	182	8	344	76	420	広島高速道路公社	21
地 方 機 関	西部建設事務所	69	49	9	58	22	149		149	公 社 等 派 遣	住宅供給公社	2
	呉支所	21	35		35	4	60		60		下水道公社	10
	廿日市支所	17	19		19	2	38		38		日本下水道事業団	1
	安芸太田支所	20	25		25	4	49		49		(株)港湾管理センター	6
	東広島支所	29	43		43	9	81		81		広島県土木協会	4
	東部建設事務所	47	57	7	64	7	118		118		計	56
	三原支所	38	46		46	9	93		93		合 計	76
	北部建設事務所	15	23	5	28	2	45		45			
	庄原支所	14	32		32	3	49		49			
	広島港湾振興事務所	26	15		15	6	47		47			
広島西飛行場事務所	1			2	2	3		3				
計	297	344	21	2	367	68	732	0	732			
合 計	451	481	59	9	549	76	1,076	76	1,152			

(4) 地方機関等の位置等

(行政機関)

名 称	位 置 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大 竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安 芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 庄原市 を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五日 市漁港及び広島市似島海岸(地先海面を含む。)	

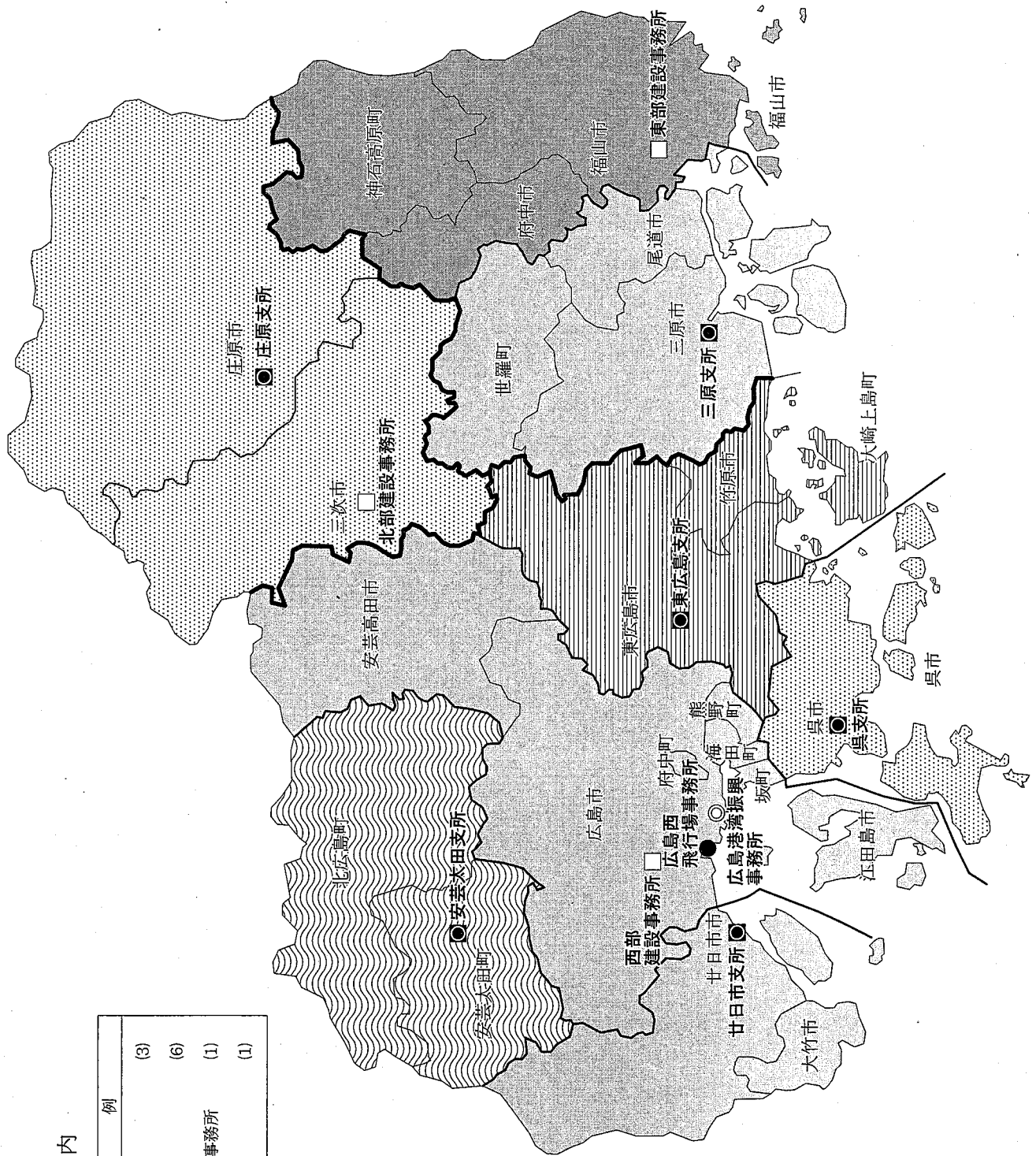
(分課機関)

名 称	位 置 電 話 番 号	分 掌 事 務
広島県広島西飛行場事務所	広島市西区観音新町四丁目10-2 (082) 295-2650	広島西飛行場の管理・運営及び整備に関すること。

(5) 管内要図

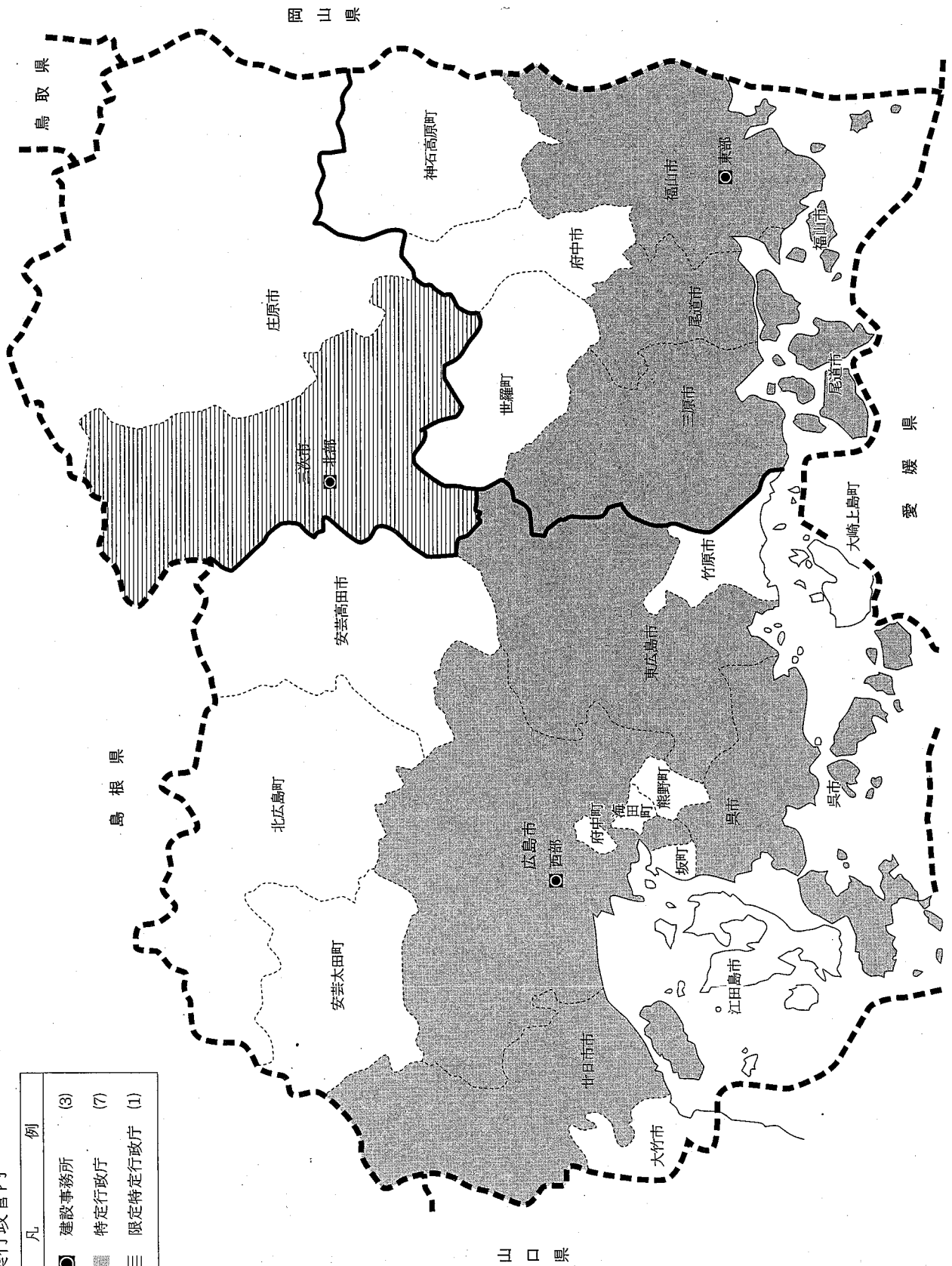
① 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)
●	地方分級機関 (1)



② 建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
≡	限定特定行政庁 (1)



(6) 土木局・都市局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8.11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26.12.18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1.16		幕之内隧道事務所を設置(31. 4.24廃止)
28. 8.14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36.10. 7 廃止)
29.11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 〔8課 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課〕	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3.31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36.10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置(43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置(44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置(40. 4. 1廃止)
37.10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所(広島，呉，三原，福山，三次)， 土木事務所(廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原)に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置(44.4.1廃止) 広域利水調査室を設置(44.4.1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置(47.4.1廃止) 用地課を設置 (開発局設置 → 49.6.5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4.20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔1課1室 新空港地域整備室, 港湾課〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課, 都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及び通勤用飛行場整備室を設置	
5.10.29	通勤用飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及び室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3.31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
平成23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	